NSW 州から SA 州への入州は、7月20日以降も自己隔離が必要

【ポイント】

●南オーストラリア(SA)州の入州規制は、7月20日(月)以降も緩和することなく引き続き NSW 州に適用され、NSW 州から SA 州に入州する者は14日間の自己隔離を行う必要があります。

【本文】

- 1.7月14日(火)、SA州は、20日(月)以降も引き続き、NSW州及び首都特別地域 (ACT)から入州する者に14日間の自己隔離を求める旨発表しました。
- 2. SA 州は、7 月 20 日(月)以降は NSW 州及び ACT からの入州規制を緩和する予定でしたが、NSW 州でのクラスター発生を受け、これを変更しました。
- 3. 自己隔離の対象者は、以下の例外を除きます。
- (1) 軍または防衛組織の幹部からの書簡を有する国家公務員
- (2)救急隊員
- (3) 商業輸送および貨物輸送サービス
- (4)地方の労働者
- (5)通勤通学や必要物資の買い物等、州境を越える合理的な理由を有する、SA 州から 50km 圏内の居住者
 - SA 州から 50km 圏内地域の地図は以下のリンクからご確認ください。
- OSA 州政府ホームページ(SA 州から 50km 圏内地域の地図)

https://www.covid-19.sa.gov.au/_data/assets/pdf_file/0005/233456/50KM-INTO-SA-FROM-EASTERN-BORDER.PDF

OSA 州保健省 Facebook (NSW 州と ACT に対する入州規制発表)

https://www.facebook.com/sahealth/posts/3291654650897074

OSA 州政府ホームページ(Updated border restrictions in place)

https://www.covid-19.sa.gov.au/latest-news/updated-border-restrictions-in-place

【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ (新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報, 感染・予防対策, 雇用・経済対策, 連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

https://twitter.com/CGJapanSydney

(当館 Facebook)

https://www.facebook.com/CGJSYD/

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web:https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au